



# 滋賀県公報

 令和 4 年
 (2022年)

 9 月 1 3 4 2 号

 炊 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

	$\circ$	告	示		
4	令和4年度	陸上、	海上および航空自衛官	官候補生の募集(市町振興課)1	1
1	都市計画事	業の	変更の認可(下水道課)		1
ì	漁船損害等	補償	生の規定による同意を求	求めるための届出 (水産課)2	2
1	急傾斜地崩	壊危	険区域の指定(砂防課)	2	2
	$\circ$	公	告		
-	大規模小売	店舗	立地法に基づく意見の棚	既要の公告(中小企業支援課)3	3
	$\circ$	県	税事務所公告		
Ē	軽油引取税	免税	軽油使用者証無効公告	(南部)3	3
	$\circ$	農	業農村振興事務所公告		
-	土地改良区	定款	変更認可公告(高島).	3	3
	$\circ$	土	木 事 務 所 公 告		
1	都市計画法	に基	づく開発行為に関するこ	工事完了公告(東近江)4	4
	$\circ$	正	誤		
<b>(</b> -	令和4年7	月8	日付け第323号滋賀県病	院事業庁規程第12号中4	4

告

示

## 滋賀県告示第362号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和4年度陸上、 海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和4年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 1 募集種目

- (1) 令和4年11月採用海・空自衛官候補生(男子)
- ② 令和4年11月採用空自衛官候補生(女子)
- ③ 令和5年3・4月採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和4年9月13日(火)から令和4年10月14日(金)まで
- 3 試験期日
  - (i) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 令和4年10月26日(水)および27日(木)のうち指定する1日
  - ② 口述試験および身体検査 令和4年10月30日(日)
- 4 試験場の位置および名称
  - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 受験者の任意の場所
  - (2) 口述試験および身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(集合場所:大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1))

## 滋賀県告示第363号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第240号で認可した彦根長 浜都市計画下水道事業および長浜北部都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和4年9月13日に認可したので、同 条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 長浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画下水道事業および長浜北部都市計画下水道事業 長浜市公共
- 3 事業施行期間 昭和58年11月9日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収容の部分 該当なし
  - ② 使用の部分 変更なし

#### 滋賀県告示第364号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示す るとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 届出事項

発起人の住所および氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の 申出をする漁業協同組合の名称
大津市瀬田一丁目21-19		
瀬田蜆会 代表 吉田守		
大津市瀬田一丁目19-17	滋賀県瀬田町加入区	瀬田町漁業協同組合
礒田康雄	<b>公</b> 貝宗棋田町加八区	(製田町 /
大津市瀬田一丁目15-20		
礒田清一		

#### 2 指定漁船調書の縦覧

縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
令和4年9月13日から	※ 加口 曲 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
令和4年9月27日まで	滋賀県農政水産部水産課

(瀬田町漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

#### 滋賀県告示第365号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊 危険区域を次のとおり指定する。

令和4年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 区域の名称 小荒路
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から10号までを順次結んだ線および標柱1号と10号を結んだ 線に囲まれた区域 (平成14年滋賀県告示第200号で指定した土地の区域を除く。)

市	町	大 字	字	地番	標柱番号
高島市		マキノ町小荒路	北山	376	1
"		"	"	382	2
"		"	"	382	3
"		"	"	583 — 1	4
"		"	万治	594 — 1	5
"		JJ	小荒路	566 — 1	6
"		"	"	577	7
"		"	"	460 - 1	8
"		"	五良貝道	1319	9
"		"	"	1319	10

公 告

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三洋堂書店高月店 長浜市高月町東物部字三安112番地 1
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
- (1) 夜間の騒音にご留意ください。
- (2) 外観の修繕、模様替、色彩の変更については、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出が必要な場合があります。なお、届出日から30日の行為着手制限がかかりますので、ご留意ください。ただし、景観形成基準に適合する場合は適合通知をもって着手制限が解除されます。
- (3) 長浜市屋外広告物条例(平成23年長浜市条例第45号)に定める第5種地域に位置します。屋外広告物の表示または掲出については、長浜市屋外広告物条例および長浜市屋外広告物条例施行規則(平成24年長浜市規則第6号)に定める許可基準に適合させるとともに、同条例に定める許可申請が必要な場合は、屋外広告物の表示または掲出の前に許可申請をし、許可を受けてください。
- (4) 周辺の交通環境保持に留意していただくとともに、通勤、通学時間帯における搬出入には十分注意してください。
- (5) 隣接する市道東物部西物部線に影響を与える行為を行う場合は長浜市北部振興局建設課と協議を行ってください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和4年9月13日から令和4年10月13日まで

#### 県 税 事 務 所 公 告

#### 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。 令和4年9月13日

滋賀県南部県税事務所長 寺 本 勉

業種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋 賀 県 第9748544号	令和6.3.31	草津市下笠町459 山元藤壽	令和4.9.1

#### 農業農村振興事務所公告

#### 土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、今津東部土地改良区の定款の変更は、令和4年9月1日に認可した。

令和4年9月13日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

## 土木事務所公告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年9月13日

滋賀県東近江土木事務所長 山 崎 邦 夫

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面積	検 査 済 証		
の住所・氏名	用光区域07名称	山 復	交付年月日	番号	
蒲生郡日野町村井3-12	蒲生郡日野町大字内池字大				
株式会社大島組	井239番地1他5筆	2, 761. 48 m²	令和4.9.2	000548	
代表取締役 大島孝美	廾409街地1世0革				

誤 正

### 令和4年7月8日付け第323号滋賀県病院事業庁規程第12号中

ページ	行	誤	正
6	1	平成18年滋賀県病院事業庁規程12号	平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号